

東日本大震災からの復旧・復興への対応

1. 緊急設置電源(法52条第2項による適用除外)
2. 土地区画整理事業(法52条第2項による適用除外)
3. 東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価
4. 大規模災害に起因する復旧・復興事業に係る環境アセス制度の適用

1. 緊急設置電源(法52条第2項による適用除外)(1)

法52条第2項による適用除外の対象となった、東日本大震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給力を補うために、東京電力株式会社及び東北電力株式会社が、当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置等の事業について、平成23年4月に環境省、経済産業省の両省において以下の事項を確認。

適用除外の対象 範囲(要件)

①設置場所

- 東京電力又は東北電力の供給区域内に従来から存在する同社の発電所の敷地内で行うもの

②事業実施期間

- 東日本大震災から3年程度以内に供用開始するもの
- 東日本大震災から1年以内に復旧計画で定めるもの

2012年3月を
もって終了

講じられるべき措置(「自主的なアセス」)

- (1) 復旧計画の公表等: 復旧計画を公表、経済産業大臣及び関係自治体に送付。(経済産業大臣は、写しを環境大臣に送付。)
- (2) 環境影響の最小化のための配慮: 事業の環境影響について可能な限り詳細に予測、影響を最小化するため実行可能な最大限の配慮を実施
- (3) 関係自治体・住民への説明等: 事業の実施前に、予測される環境影響、講ずる環境保全措置等を、関係自治体及び地域住民に説明
- (4) 工事中及び供用開始後の環境保全措置: 工事中及び供用時の環境影響について継続的に調査を行いその結果を公表。調査の結果必要が生じれば、一日の供用時間を短縮する等、然るべき措置
- (5) 電力系統全体からの環境影響の低減: 災害復旧に一定の進展が見られた場合は、影響のより大きな設備から運転を停止する等により、電力系統全体からの環境影響を、震災前の水準まで、可能な限り速やかに低減
- (6) 環境保全措置の公表: 講じた環境保全措置を積極的に公表

1. 緊急設置電源(法52条第2項による適用除外)(2)

各電力会社の緊急設置電源一覧

電力会社	発電所	原動力の種類 (燃料種)	定格出力 (万kW)	発電開始日	廃止日等
東京電力	姉崎	DE(軽油)	0.56(0.14×4台)	H23.4.	—
	袖ヶ浦	GE(LNG)	11.22(0.11×102台)	H23.6.	H25.3廃止
	千葉	GT(LNG)	100.2(33.4×3台)	H23.8-9,H24.6	CC化工事中
	大井	GT(都市ガス)	20.9(12.8×1台、 8.1×1台)	H23.8.	—
	川崎	GT(LNG)	12.8(12.8×1台)	H23.8.	—
	横須賀	GT(軽油)	32.96(2.63×7台、 2.53×3台、 2.32×3台)	H23.6	H25.3及びH25.5廃止
	常陸那珂	GT(軽油)	5.14(2.57×2台)	H23.7.	H24.3廃止
		DE(軽油)	20.18(0.15×64台、 0.103×26台、 0.085×93台)		
鹿島	GT(都市ガス)	80.4(26.8×3台)	H24.6-7	CC化工事中	
東北電力	東新潟	GT(軽油)	5.38(2.69×2台)	H23.8.	—
		GT(LNG)	33.9(33.9×1台)	H24.6.	—
	新潟	GT(天然ガス)	3.4(3.4×1台)	H23.12.	—
	八戸	GT(軽油)	27.4(27.4×1台)	H24.6.	CC化・燃料転換(LNG) 工事中
	秋田	GT(軽油)	33.3(33.3×1台)	H24.6.	—

- 姉崎、袖ヶ浦、新潟発電所における緊急設置電源は、環境影響評価法の対象事業ではない。
- DE: ディーゼルエンジン、GE: ガスエンジン、GT: ガスタービン、LNG: 液化天然ガス、CC:コンバインドサイクル
- 千葉、鹿島、八戸については、供給力の確保や、環境負荷低減等の観点からコンバインドサイクル化工事を行っている。

東日本大震災からの復旧・復興への対応

1. 緊急設置電源(法52条第2項による適用除外)(3)

環境保全措置及び環境監視結果の概要(事業者公表を基に環境省とりまとめ)

- 緊急性のために従来の発電設備では用いない方式の設備(例:コンバインドサイクル向け大型ガスタービンをシンプルサイクルのガスタービン発電設備として運用するなど)が多く認められるなど、従来型の発電設備と同レベルの環境性能を確保することは困難であるものの、実行可能な範囲内で設備特性に応じた環境保全措置を実施。
- 住居側の敷地境界に防音壁を設置する、夜間の時間帯の運用を行わないなど、事業特性に応じた環境保全措置を実施。
- 概ね電力需給の逼迫時に運用されており、送電システムのバランス等の制約条件の範囲内で、高効率で環境負荷の小さい設備を優先的に運用。
- 需給状況の緩和とともに、環境負荷の大きい設備を順次廃止するなどの配慮。
- 環境監視結果においては、環境基準を超過するなどの環境への影響が懸念される事象は確認されず。

表. 環境配慮図書及び環境監視結果の公表状況の概要

	発電所	環境配慮図書	工事中環境監視結果				運転開始後監視結果			
			H23上期	H23下期	H24上期	H24下期	H23上期	H23下期	H24上期	H24下期
東京電力	千葉(CC化)	H23.7(H24.1)	H23.12(H24.9)				H24.1	H24.9	H25.3	H25.9
	大井	H23.9	H23.12				H24.4	H24.7	H24.12	H25.6
	川崎	H23.7	H23.10				H23.12	H24.6	H24.12	H25.6
	横須賀	H23.7	H23.10				H23.12	H24.6	H24.12	H25.6
	常陸那珂	H23.9	H23.12				H24.3	H24.6	—	—
	鹿島(CC化)	H23.9(H24.2)	H24.9(H25.7)				—	—	H25.5	—
東北電力	東新潟(LNG)	H23.8	H23.12	H24.6	H24.10	—	—	—	H24.10	H25.4
	八戸(CC化)	H23.8(H24.2)	H23.12	H24.6	H24.10 (H24.12)	(H25.6)	—	—	H24.10	H25.4
	秋田	H23.8	H23.12	H24.6	H24.10	—	—	—	H24.10	H25.4

2. 土地区画整理事業（法52条第2項による適用除外）

法第52条第2項の規定により適用除外の対象となる被災市街地復興推進地域において行われる土地区画整理事業を実施するに当たり、法の趣旨に則った可能な限りの措置が講じられ、環境の保全に特段の配慮がなされるよう、主務省である国土交通省と連名で指導（平成24年8月技術的助言）。

技術的助言（抄）

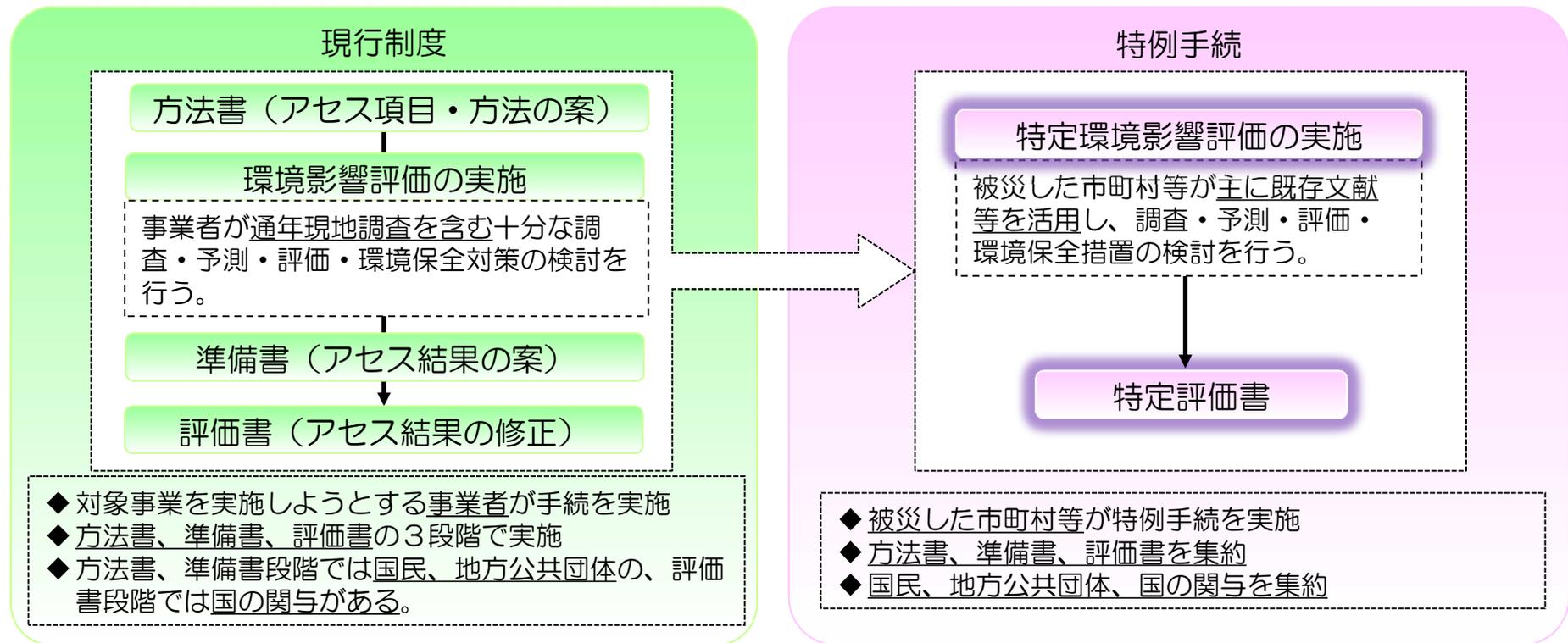
- ① 環境に及ぼす影響についての予測や当該影響を可能な限り小さくするための環境保全措置についての検討
- ② ①で行った予測及び環境保全措置の検討について、当該事業を実施する区域を管轄する県や当該区域が市町村の区域界に近接する場合等における関係地方公共団体、及び地域住民への説明
- ③ ①の検討に基づき実施した措置についての公表

※法52条第2項の規定により適用除外となる被災市街地復興推進地域において行われる土地区画整理事業の計画はいくつか公表されているものの、平成25年3月末時点で実際に工事に着手されている事業はない（環境省調べ）

I 東日本大震災からの復旧・復興への対応

3. 東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価(1)

- 「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)により、東日本大震災により被災した市町村等が作成した復興整備計画に位置付けられた復興整備事業については、各種許認可等の特例措置等を受けることができる。
- 同法において**環境影響評価法手続の特例措置**が設けられており、復興整備計画に位置付けられた復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる一定規模以上の土地区画整理事業(面積 75 ヘクタール以上)、鉄道事業及び軌道事業(長さ 7.5 km 以上)についても、迅速な事業着手という本法の趣旨に合わせた形で環境影響評価手続の特例を適用。
⇒「復興事業への迅速な着手」と「環境保全」の両立を図る

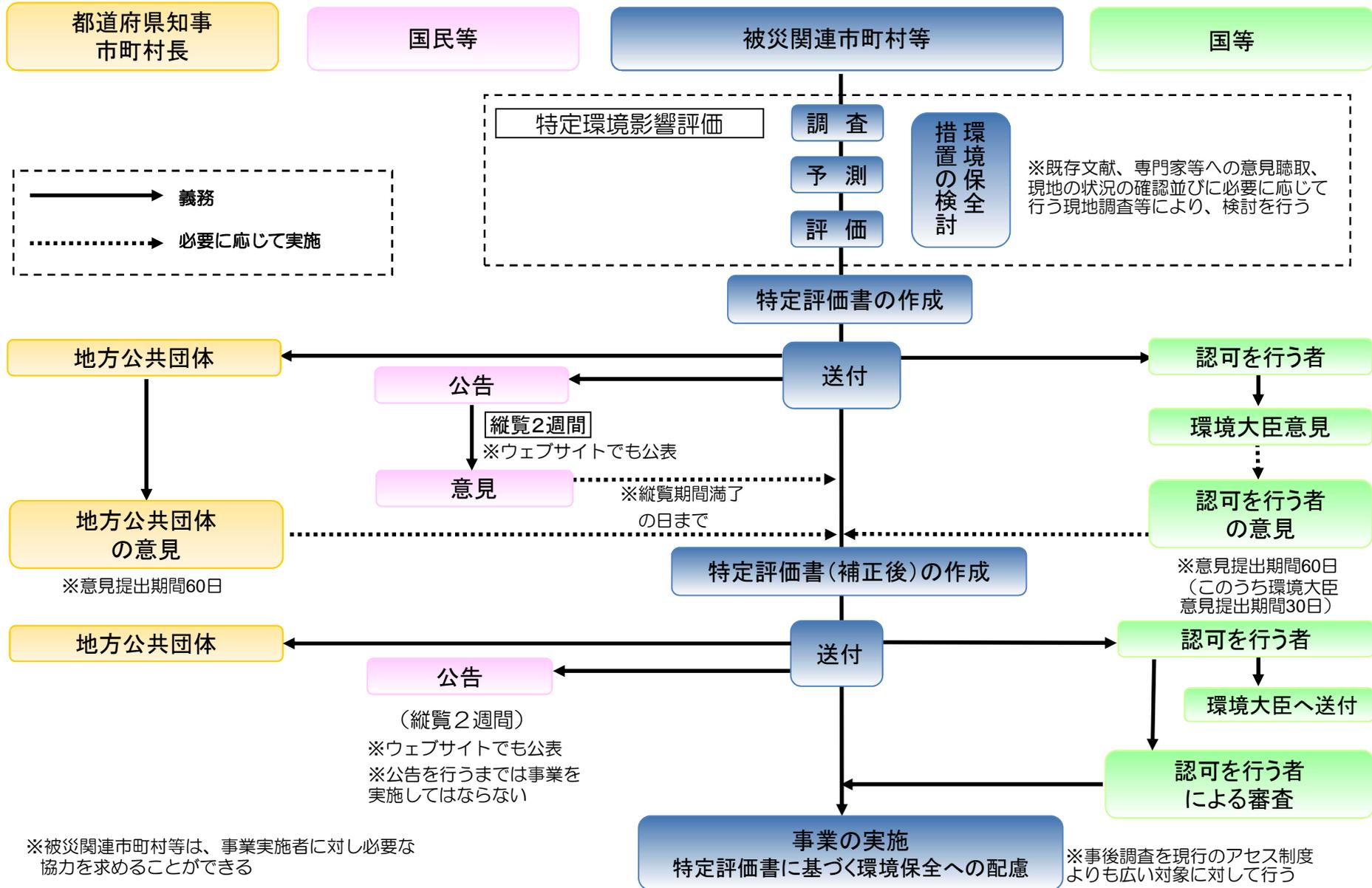


※平成24年5月、国土交通省と環境省は、特定環境影響評価に係る評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法等に関して特に留意すべき事項について、技術的な情報を提供するための「東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価の技術手引(案)」を公表。¹²

I 東日本大震災からの復旧・復興への対応

3. 東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価(2)

< 手続の流れ >



3. 東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価(3)

○環境影響評価手続の特例の概要<国交省・環境省関係令>

- 土地区画整理事業及び鉄道・軌道事業の現行の主務省令で共通して規定されている事項を抽出し、さらに必要な検討を加えて規定。
- 迅速な復興事業への着手という観点から、通年の現地調査等、特定環境影響評価の実施に当たって時間を要する規定は置いていない。
- 特定環境影響評価の項目の選定又は調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、専門家等から助言を受けることが必須。
- 事業着手後に実施される事後調査については、より一層適切な環境保全を図るため、アセス法に基づく手続よりも実施要件を広く規定。

表. 東日本大震災復興特別区域法による環境影響評価法手続の特例措置となった事業の概要

県名	市町名	事業名	規模	備考
宮城県	石巻市	石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業	87.7ha	平成25年9月 知事意見提出
宮城県 福島県	<small>やまもとちょう</small> 山元町、 <small>わたりちょう</small> 亘理町 <small>しんちまち</small> 新地町	常磐線(駒ヶ嶺～浜吉田)復旧事業	14.6km	平成25年3月 特定評価書公告

(平成25年9月末現在)

4. 大規模災害に起因する復旧・復興事業に係る環境アセス制度の適用

東日本大震災復興特別区域法 (平成23年法律第122号)

- 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進が目的、時限立法ではないが、東日本大震災に起因する復興事業が対象
- 被災自治体が復興整備計画を策定し、そこに盛り込まれた事業を迅速に実施するための許認可等の特例措置を規定

環境影響評価法の特例措置（第72条）

【対象】

- ①鉄道・軌道事業（内陸移設を想定）
- ②土地区画整理事業（高台移転を想定）
（復興整備計画に位置付けられた復興整備事業）

- 環境影響評価法の規定を適用除外
- 復興特区法第72条に基づいて簡略的な手続を実施（調査・予測・評価は簡易な手法、作成する図書は特定環境影響評価書のみ、一般・自治体・国への意見聴取は同時並行的に実施etc.）

迅速な復興と環境保全の両立

大規模災害からの復興に関する法律 (平成25年法律第55号)

- 南海トラフ巨大地震などを念頭に、今後大規模災害が発生した場合に備え、東日本大震災復興特区法等で設けた枠組みを恒久的に措置
- 東日本大震災復興特区法と同様に、被災自治体が策定した復興計画に盛り込まれた事業を迅速に実施するための特例措置を規定

環境影響評価法の特例措置 については盛り込まず

- 災害時の環境影響評価手続の特例措置は環境影響評価法に規定（適用除外）があり恒久的措置については基本的に当該規定で対応するもの
- 復興特区法は震災発生後において想定された事業で既存の適用除外規定ではカバーしきれないものについて、地域の特性も踏まえながら固有のパッケージとして設けた枠組み。全ての大規模災害時の事業について拙速に特例措置を設けることを避けた

一方で、東日本大震災と同様に現行の規定では対処できない状況が生じる可能性はあり、環境影響評価法下での措置も含めて、今回の経験を踏まえ、大規模災害時の恒久的措置を検討する必要あり